

## 第1回津島市子ども・子育て会議 議事録

開催日 平成28年7月19日(火)  
時間 午前10時00分～午前11時30分  
会場 津島市役所4階大会議室

出席 委員 16名出席(18名中)  
事務局 6名

### 議題

#### (1) 子ども条例の施策について

事務局・津島市は、国際的な条約である「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利を保障するとともに、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みを定め、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的として、「津島市子ども条例」を平成28年4月1日に制定。(資料1-2)

子どもの権利として、「自分らしく生きる権利」・「豊かに育つ権利」・「安全に安心して生きる権利」・「参加する権利」4つを主な権利とし、それらの権利を守るための行動をしていく。4つの権利を保障する責務として、保護者、学校関係者、地域住民等、市の責務を定めて、市として施策を行っていく。

- ・子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに関する基本的な計画を定めた。

- ・津島市の子どもに関する施策として、平成21年度に策定した「津島市次世代育成支援後期行動計画」に基づき、計画の終期である平成26年度まで様々な施策を実施し、進捗状況の検証を行ってきた。

- ・「津島市子ども条例」に基づく計画を策定するため、「津島市次世代育成支援後期行動計画」に掲げた各種施策の現状及び新規の施策を各課に照会し、「津島市子ども条例」にある子どもに関する施策における6つの分類、子育ての支援、子育て家庭の支援、子どもの安全・安心を保障する取組、子どもの参画の推進、子どもの育成に係る相談体制の充実等、及び虐待、体罰、いじめ等の救済等にまとめた。(資料1-1)

- ・子どもの参画の推進に関する施策は「子ども会議」の実施に向けて検討。

- ・各施策の目標は、今後市において検討してまいります。津島市の子どもたちが幸せに暮らすことのできるまちづくりを進めていくため、資料の施策への追加等ご提案いただき、関係各課と実現に向けて調整を図っていききたい。

委員 貧困世帯への学習支援の施策はないか。

事務局 貧困世帯への学習支援について関係各課と検討していく。

委員 4ページの項目：「放課後児童健全育成事業」について、現在経過措置により継続実施をしているクラブもあるので、平成31年度までの目標は、条例に基づく実施と追加するようにしていただきたい。

事務局 表記の内容については、変更していく。

委員 児童館の夏休みだけ預かる事業について施策に載せないのか。

事務局 6ページの中央児童館夏休み開館日・時間の拡大事業となる。平成28年度事業開始のため、実績で実施に変えていく。

会長 目標の記載方法に内容や受入人数・時間などもう少し具体的に表記したほうが、市民にわかりやすい。

事務局 実績の報告には、具体的内容を表記する。

委員 8ページの項目：「積極的なボランティアの受入や職場体験の受け入れ」について、27年度に市内幼稚園においても中学生の受け入れを実施している。項目：「幼児教育の充実」（子育て支援課）について、平成28年度から幼稚園でも巡回相談等行っているため31年度までの目標に表記すべき。項目：「幼児教育の充実」（学校教育課）について東小学校のみではないので、市内小学校に修正していただきたい。

事務局 修正していく。

委員 このような施策をやるのもいいが、津島市の子どもが市への思い入れが薄い、子どもの頃から地域への伝統文化について伝えるなど、市に自信がもて、残ってもらえるような施策を市としてどう考えているか。

事務局 地域の責務の中にも入ることであり、市として関係各課と検討していく。

委員 子どもの頃から教わっていないと、大人になってから聞いても遅い。近隣で観光に力を入れている町では、観光に行った時地元の子どもの場所に聞くと答えてくれる、その地で根付いている。地域との交流も必要だが、教育でも取り入れていただきたい。

委員 コミュニティーの事業として年1回、伝統行事についての体験を実施しているが費用がかかる。

事務局 費用のこともあるが、関係各課との協力の体制を検討していく。

委員 4ページの項目：「保育料の一部免除」について、保育所等の保育料については家庭の実態を把握し適正な保育料となるよう検討されている。学童保育についても保育料が問題で入りたくても入れない方がみえる。無料である児童館の夏休みの利用の申込が多かった。学童の保育料についても家庭の実態を把握し適正な保育料となるよう検討していただきたい。

事務局 現在、学年での料金設定、ひとり親世帯の割引及び兄弟入所の軽減は行っている。施設ごとで異なっていた保育料の一律化も実現してきた。今後の方向性を考えていく。

会長 今、必要としている方がみえる、31年度までの目標もあるが、優先順位を決めて必要なことは早く対応してほしい。

委員 幼稚園就園奨励費の支払日等について答えられないという回答であった。

事務局 昨年度より支払方法が変更となり直接保護者の通帳に振り込むこととなった。その際のシステム改修があり、支払日の確定が遅くなった。今年は2月中にお知らせの通知をし3月上旬には支払えるようにする予定である。

委員 4ページの項目：「病児・病後児保育事業」について、資料2-2にある利用時間の変更とあるが、どこからの意見で変更しているのか。すべての意見を反映できないのは理解できるが少数派の意見はどう聞いていくのか。

事務局 今回の利用時間の変更についても、この子ども・子育て会議において利用者が少ないという意見から、時間の延長という拡充を行った。平成27年には対象児童をおおむね10歳から小学校6年生までに変更をしている。今後も、少数派の意見についても、皆様の声を委員の方が集約していただき、この会議で意見をいただきたい。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画について

事務局・平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートして、今年で2年目となった。子育て家庭を支援する事業について、サービス内容の評価・見直しをしながら進めていく。また、幼稚園・保育所等において待機児童を発生させることなく、環境の整備及び教育・保育等の質の向上に努める。

・子ども・子育て支援事業計画の作成時には、認定こども園への移行は計画されていなかったが、平成27年度会議により計画変更を報告し、平成29年度から昭和幼稚園と神守南部保育園が幼保連携型認定こども園に移行する。

・昭和幼稚園は、今年度幼保連携型認定こども園への移行に向けて改修工事を実施。また、神守南部保育園は、園名を幼保連携型認定こども園「真こども園」に改称する。津島市子ども・子育て支援事業計画の確保方策を、平成28年度は実情を踏まえながら人数の変更について審議し、計画時の確保方策の人数を変更した。認定こども園に移行する園の定員について各園より報告があり、1号・2号・3号子どもの確保方策の人数変更を行う。

◆1号認定こどもについて、昭和幼稚園が△104名、神守南部保育園が+10名で944人から850人となる。平成27年度入所児童実績は津島市内幼稚園への入所児童実績は公立幼稚園1園66名と私立幼稚園4園512名で合計578人であり、量見込みも628人であることから確保方策はとれているので変更する。

◆2号認定こどもについて、昭和幼稚園が+30名で770人から800人と確保方策が増数となる。

◆3号認定こども(0歳)について、0歳児は昭和幼稚園+3名で57人から60人で確保方策が増数となる。ただし、入所児童実績は99人で、見込みを大きく上回ったが、利用定員数よりも多く園で対応したことにより待機児童には至らなかった。

◆3号認定こども(1・2歳)について、昭和幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行することにより、現在特定地域型保育事業である小規模保育こぐまルームを29年度に廃園し、定員19人から20名になり特定教育・保育施設3号認定こどもの人数となるが、0歳に3名の利用定員を設定したため、20名のうち17人が1・2歳児となるため△2名となり、367人から365人と減数になる。見込みを下回った確保方策だが、利用定員の積み上げを確保方策児童数としており、各園の協力により、今後も待機児童が発生しないよう対応していく。平成27年度の入所児童実績は313人であった。

・資料2-1 5ページより平成27年度子ども・子育て支援事業の実績報告。

子育て支援拠点事業(子育て支援センター)においては量の見込みを超えた受入数となっている。東地区子育て支援センターは、平成26年度の土曜開所開始に続き、平成27年度に日曜開所を開始。

資料の2-3平成28年度のリーフレットのとおり、西地区支援センターにおいて平成28

年度から土・日開所を開始し、サービス拡充をした。

・6 ページ「津島市利用者支援事業」市民の方へより周知が図られるよう、今年リーフレットを作成し、各支援センター、保健センター、市役所に配置し市民への周知を行った。

・「病児保育事業」平成 27 年度より対象年齢を生後 6 か月から概ね 10 歳を小学校 6 年生まで受け入れ拡充したが、19 名と利用者が少なかったこともあり、津島市内の各診療所にチラシの配置をするなど周知を図った。資料 2-2 のとおり今年 9 月より現在の利用時間 8 時 30 分から 16 時 30 分を前後 30 分ずつ時間延長をし、8 時から 17 時とし、お迎えの都合での最長 17 時 30 分まで対応するよう変更する予定。

委員 7 ページ「乳児家庭全戸訪問事業」と「養育支援訪問事業」の実績について、見込みが多かったのか、訪問できなかったのかこれだけではわからない。

事務局 見込みの数については、事業計画策定時において出生予定数から算出されたものであり、この数についての変更はしていない。対象家庭にはすべて対応した。

会長 量の見込みの時には出生児童予定数は 419 人であったが、実際の訪問の戸数は出生数が少なく 356 人であり 100%訪問できているということによいか。

療育支援訪問事業についても同じと考えてよいか。また、見込みは変更する予定はないということによいか。

事務局 人口統計に基づく出生数見込みで算出している。出生数が見込みを下回っているが、5 年間の計画で立てているため変更はしない。出生から 4 か月の間に転出される方もみえるが対象家庭にはすべて対応している。療育支援訪問事業についても必要な家庭についてすべて支援している。

委員 他の市町ではお断りがあり、100%訪問できていない。お断りのある家庭に虐待の可能性があるので質問した、拒むことがあることが問題である。子どもの命が一番大切、子どもがいなければ計画も必要ない、危険な家庭の把握をするということによって発言した、100%ならば優秀だと思った。

事務局 4 か月健診も含めて積極的に介入し面接して情報提供している。

会長 数字の報告について、訪問事業の目的はなにかを考えて、実際に家庭に訪問できたのは何件で、4 か月健診等で面接できたのは何件と次回細かい数字の報告をしていただきたい。

会長 1号・2号・3号の確保方策についての報告があったが、結論として待機児童は出していないということによいか。

事務局 出していない。

委員 5 ページの放課後健全育成支援事業の実績の報告について、開所時間は実際児童が利用する時間でない、平日は授業終了後から 19:00 まで、長期休み期間は 8:00～19:00、土曜日は午前 8:00～18:00 と子どもが実際に利用する時間を記載するほうがよい。

会長 実績に関しては、細かい数字をわかりやすく報告する必要がある。

事務局 今後詳しく報告していく。

### (3)その他

事務局 昨年度、子ども条例を市民に周知することを目的に講演会を実施した、今年度計画を策定するうえで市民に周知する必要があるため、講演会を設ける予定である。日程等は決まっていないが、実施の際には委員の方に市民にご周知いただきたい。

会 長 活発なご意見ご質問、感想等をいただいた、本日の意見等十分踏まえてより良い実施をすること。